

## 北九州市環境ミュージアム管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号。以下「条例」という。）及び北九州市環境ミュージアム条例施行規則（平成14年北九州市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市環境ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (施設の利用者)

第2条 展示室を除く施設の利用者は、環境の保全に資することを目的として利用するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (利用申請)

第3条 施設の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、原則として、あらかじめ利用申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、展示室を個人で観覧する場合は、口頭で申請するものとする。

### (諾否の決定及び利用許可の通知等)

第4条 指定管理者は前条の申請があったときは必要な審査を行い、申請の諾否を決定するものとする。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて利用を許可することができる。
- 3 指定管理者は、利用を許可したときは、すみやかに利用許可書を交付するものとする。ただし、展示室を個人で観覧する場合は、口頭で通知するものとする。

### (利用許可の不承認、取り消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号の一に該当するときは、施設の利用を許可せず、利用の許可をした場合においても利用の許可を取り消し、または利用を停止させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) ミュージアムの設置目的に反する利用であると認められるとき。
- (3) 利用する権利を譲渡し、または転貸したとき。
- (4) 建物、施設、設備等をき損するおそれがあるとき。
- (5) 犯罪行為または犯罪行為を讃え、あおり、そそのかす等の行為があると認められるとき。

- (6) 危険物を伴う利用であるとき。
  - (7) 利用料金を偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
  - (8) 施設管理者の指示に従わないとき。
  - (9) 他の利用者に危害もしくは迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
  - (10) 宗教的活動を伴う利用であると認められるとき。
  - (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
  - (12) 県警察からの通報もしくは県警察への照会等により、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。
  - (13) その他、管理上支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定に基づく利用の許可の取り消しまたは利用の停止によって、利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

（利用料金の納付）

- 第6条 利用希望者は、利用許可の際、条例及び規則の定める利用料金を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。
- 2 前項ただし書の規定により利用料金を後納しようとする者は、利用料金後納願を提出し、その承認を受けなければならない。

（利用料金の減免）

- 第7条 条例第6条の規定に基づき、別表に定めるところにより利用料金を減免する。
- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金減免申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

（利用の取りやめ）

- 第8条 施設の利用を取りやめようとする者は、利用取りやめ申請書を提出しなければならない。

（施設管理者の立ち入り）

- 第9条 利用者は、施設管理者が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

（委任）

- 第10条 この要綱の施行に関し、必要な事項は環境局長が別に定める。

(諸様式)

第 11 条 ミュージアムの利用に関する諸様式は、次のとおり。

- (1) 利用申請書 第 1 号様式
- (2) 利用許可書 第 2 号様式
- (3) 団体利用申請書兼許可書 第 3 号様式
- (4) 利用料金後納願 第 4 号様式
- (5) 利用料金減免申請書 第 5 号様式
- (6) 利用取りやめ申請書 第 6 号様式

付 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 6 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 25 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 7 条関係)

区 分		減免割合
展 示 室 利 用 料 金	(1) 市が主催する行事に利用する場合	10割
	(2) 公的機関が発行した北九州市の 65 歳以上の市民であることを確認できる証明書 (住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等) を提示した者が利用する場合	7割
	(3) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳 (障害の程度が 1 級から 4 級までの者に限る) を所持した者が利用する場合	10割
	(4) その他市長が特に必要があると認めるとき	—
そ の 他 利 用 料 金	(1) 市が主催または共催する行事に利用する場合	10割
	(2) その他市長が特に必要があると認めるとき	—

注) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳 (障害の程度が 1 級から 4 級までの者に限る) を所持した者が利用するときの、付添人の利用料金については、当該手帳を所持した者と同一に取り扱うものとする。